

じんけん

—子どもたちの明るい未来のために—



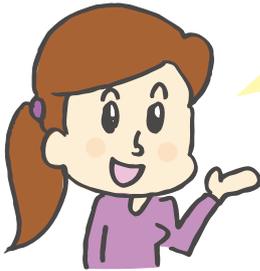
「願いをこめて」 大分市人権フォトコンテストの入選作品

人権とは・・・

誰もが生まれながらにして持っている
人間として幸せに生きる権利です

学習資料46 じんけん～子どもたちの明るい未来のために～の活用について

人権について「こんな疑問がある」
「こんなことが知りたい」と思った時は
学習資料46 じんけん を開いてみましょう！



子どもに「人権って何？」って聞かれたの。話そうと思うから、詳しく知りたいな。

このページを開いて！

P1～4 人権入門

特にP4 豊かな心を育てるために！

P21 一人ひとりを大切に
子どもの人権問題



部落差別解消推進法ができて7年が経つけれど、今も差別があるの？実感がないなあ。
そっとしておいた方がいいんじゃないのかな？

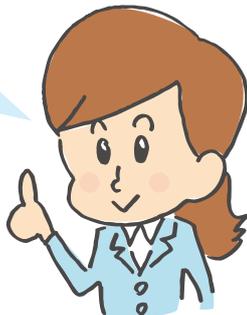
このページを開いて！

P8～10 部落差別解消推進法の施行

現在もなお部落差別が存在する！

P11 部落差別を温存・助長する考え
そっとしておいても差別はなくなるらない！

「性の多様性」について最近よく聞くけど、詳しいことが分からないの。
「SOGIE」って何？

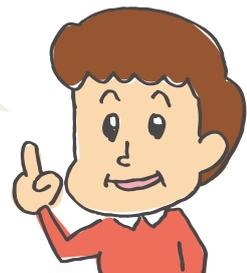


このページを開いて！

P25 性の多様性を考える

性的少数者の人権問題

差別をなくすための教育や啓発ってどんなことをしているのかな？



このページを開いて！

P29～32 人権・同和教育の取組

差別のない明るい大分市をめざして！

子どもたちは学校で部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学んでいきます。その学びの支えとなるのが大人の認識ではないでしょうか。

わたしたち大人が人権について正しく知り、自分の問題としてとらえ、家庭でも話題にしていくことが「子どもたちの明るい未来」へのスタートなのです。



2020年度(令和2年度)
人権に関する市民意識
調査の結果はこちらから

も く じ

I 人権入門

- 「区別」と「差別」…………… 1
- 差別とは …………… 1
- 差別を生み出すもの① …………… 2
- 差別を生み出すもの② …………… 3
- 豊かな心を育てるために …………… 4

II 様々な人権問題

- 現在もなお存在する深刻な差別 —部落差別(同和問題)— …… 5
 - 現状 …………… 6
 - 部落差別解消推進法 …………… 8
 - 温存・助長する考え …………… 11
 - 解消に向けて …………… 12
 - 歴史 …………… 13
 - 差別をなくすために …………… 18
- 自分らしい人生を送るために —女性の人権問題— …… 20
- 一人ひとりを大切に —子どもの人権問題— …… 21
- その人らしさを認め合う —障がい者の人権問題— …… 22
- 生き生きと活動できる社会に —高齢者の人権問題— …… 23
- 隔離から共生へ —HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題— …… 23
- 文化や習慣の違いを越えて —外国人の人権問題— …… 24
- 情報に振り回されないために —インターネットによる人権問題— …… 24
- 性の多様性を考える —性的少数者の人権問題— …… 25
- 「貧困の連鎖」を断ち切る —子どもの貧困の問題— …… 26
- 会いたい!ただ一つのねがい —拉致問題— …… 26
- 戦争は最大の人権侵害 —戦争と人権— …… 27
- 今、わたしたちにできること —災害と人権— …… 27

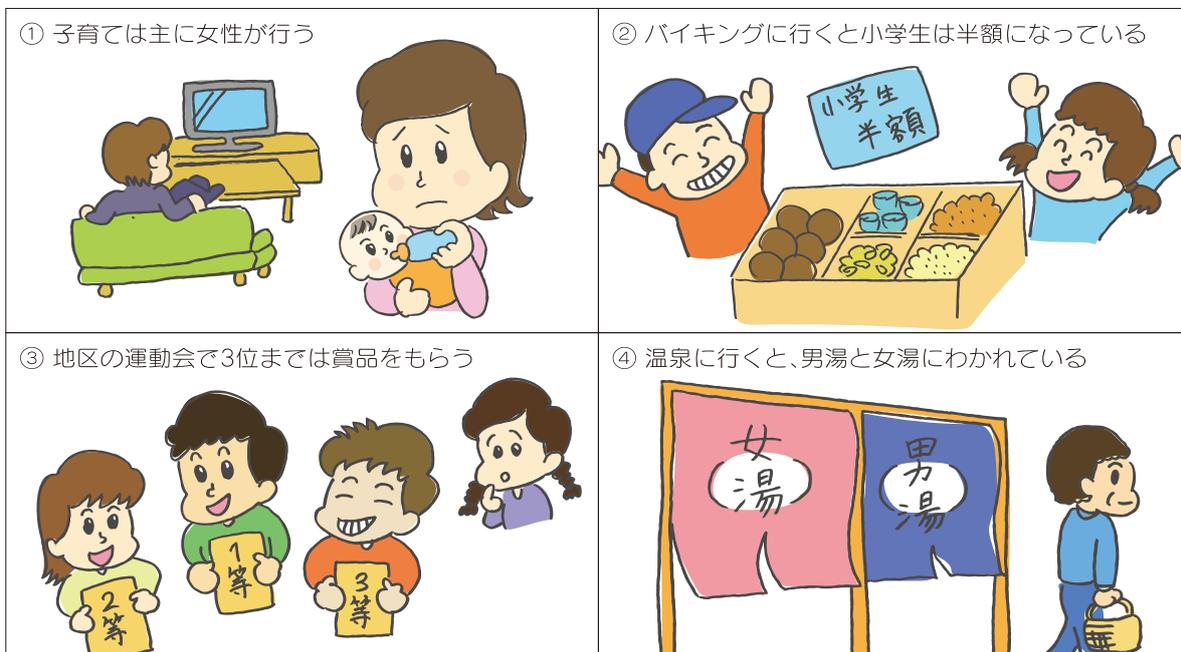
III 人権が守られる社会へ

- 世界の動き …………… 28
- 大分市の人権・同和教育の取組① …………… 29
- 大分市の人権・同和教育の取組② …………… 31

I 人権入門

「区別」と「差別」

次のことは区別でしょうか、それとも差別でしょうか。区別と差別の違いは何でしょうか。考えてみましょう。



区別か差別かを判断する時、その境界線があいまいなため、個人の主観に左右されがちです。結果的に差別を引き起こす原因にもなっています。お互いに議論を尽くし(よく話し合い)、誰もが納得できるような、民主的な手続きによって差別を減らすことができます。つまり、少数者の意見を聴きながら、みんなが納得できるように話し合うことが大切と言えます。また、常に新しい人権の基準を学ぶとともに、さまざまな立場の人と交流し、その人の願いを聞くことも大切なことです。

差別とは —差別に気づくための「ものさし」—

わたしたちの身のまわりには、区別に終わらず差別につながるものがたくさんあります。

大分市では、2004(平成16)年12月に策定した「大分市人権教育・啓発基本計画」(2017(平成29)年4月改定)に下のような重要課題を位置づけ、差別の解消に向けて取り組んでいます。



いずれの人権問題についても、共通する「ものさし」があります。それは、生まれ、性別、年齢など「本人に責任のないこと」「努力で変えられないこと」によって被害を受け、苦しんでいる人がいるということです。

つまり、「それはその人の責任なの?」「それはその人の努力で変えられることなの?」と日頃の言動を見つめ直すことで、「自分が傷つけられている」あるいは「人を傷つけている」ことに気づきやすくなり、自分やまわりの人の人権を守ることに繋がります。

差別はする人がいるから起こります。差別される人には何も責任はありません。しかし、このように共通点に着目することで、差別に気づくための大切な「ものさし」が見えてきます。



check ちょっと考えてみませんか?

「差別化」という言葉を最近よく聞きます。これは企業戦略で「自社の強みを出す」ことだそうですが、この言葉の中にある「差別」は、「相手を見下し排除する」という意味があります。「差別化」は、受け取る側によって間違っただけで伝わってしまう可能性がある言葉と考えられます。わたしたちが、普段何気なく聞いたり、使ったりする言葉について、その意味を振り返ってみる必要があるのではないのでしょうか?

差別を生み出すもの① -昔から・・・、みんなが・・・-

日本には、古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたの考えにより近いのはどれですか

結婚式を行う時、「大安」「仏滅」などにこだわる



六曜

「祝い事」を行う時、「大安」などを選ぶ習慣があります。

2020(令和2)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」において、『結婚式を行う時、「大安」「仏滅」などにこだわるか』との問いに、「そう思う」は18.7%であったのに対し、「そう思わない」は25.6%でした。また、10・20歳代の「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答した人を見ると、全体より10.8ポイント高い54.1%であり、若い人ほどこだわらない傾向が強いことも分かりました。

六曜は、日の順番を表すものとして考えられたと言われており、旧暦の各月1日は固定されています。例えば旧暦の1月と7月の1日は先勝となっており、先勝の次からは、友引、先負、仏滅、大安、赤口、先勝・・・と、同じ順序で繰り返すようになっています。

この六曜は鎌倉末期から室町時代にかけて中国から伝わったとされていますが、もともと日の吉凶を示すものではありませんでした。当初、「仏

滅」は「空亡」と表現されており、ただ単に「よくない」という意味に過ぎず、現在の「仏滅」という表現とは似ても似つかないものだったといわれています。同様に「友引」についても文字の組み合わせから受けとる感じにとらわれ、本来もっていた意味が時代とともに変化してきました。明治時代に入ると新政府は、従来の太陰暦を太陽暦に変更するにあたり、日の吉兆を迷信として否定する方針を打ち出しました。しかし、このような禁止令にもかかわらず、暦に記入され続け、今日に至っています。一般的には仏教との関係もないとされ、科学的な根拠もありません。なお、現在の中国では全く使われていません。

丙午迷信

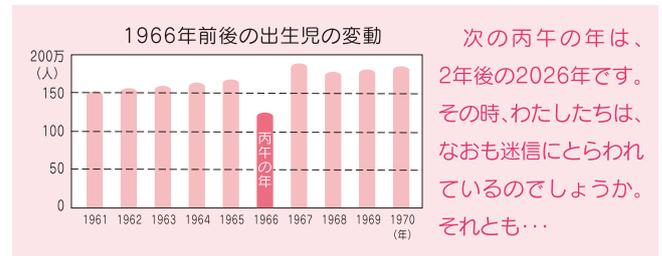
丙午は、干支の一つで、60年に一度回ってくる年です。「この年に生まれた女性は、男性を不幸にする」といううわさが江戸時代の中ごろから広がり、結婚できないことを苦にして自ら命を絶つ女性までいたそうです。

前回の丙午の年(1966(昭和41)年)の出生数を見ると、科学が進歩した近年でも、かなりの人がこだわって出産をひかえていることが下のグラフからもわかります。



※六曜の読み方は、「明鏡国語辞典第二版」(大修館書店)を参考にしています。

旧暦の
1月7月の1日は「先勝」
2月8月の1日は「友引」
3月9月の1日は「先負」
4月10月の1日は「仏滅」
5月11月の1日は「大安」
6月12月の1日は「赤口」
と決まっています。



わたしたちの身のまわりには、様々な慣習があります。多くは、幸福を願い、不幸を避けようとする意識に基づく自分を守ろうとする考えによって受け継がれてきたものです。この中には、「昔から・・・」「みんなが・・・」などの理由で、こだわったり、気になったりして、避けようとする心が生まれるものもあります。その心が差別を温存・助長したり、人権侵害(丙午生まれの女性との結婚を避ける、部落差別、仲間はずし、誹謗中傷など)へとつながっていったりする場合があるのです。

一人ひとりが、「昔から・・・」「みんなが・・・」という理由だけで判断するのではなく、その根拠などを絶えず吟味しながら、様々な人の行動を認めることが、人権尊重の社会をつくることにつながっていくのではないのでしょうか。

差別を生み出すもの②

－ステレオタイプとは－

わたしたちは、特定の集団や人に対して、単純化したイメージを持ちがちです。その内容は様々ですが、例えば、「都会の人は洗練されている」といった肯定的なものから、「都会の人は冷たい」といった否定的なものまであります。このような固定化されたイメージを**ステレオタイプ**といいます。ステレオタイプは誤りに気がついたり、多様な角度から事実を知ったりすることにより修正されていきます。しかしながら、修正されなかったステレオタイプは偏見へとつながることがあ

－ステレオタイプが作用するもの－

つくりかえられる自分

わたしたちが他者に対して抱く期待が、現実のものになっていくという現象を自己成就予言といいます。例えば、「女性は数学が苦手である」というステレオタイプが、女性の数学に対する苦手意識をつくりあげ、数学の得点が低くなるという現象が指摘されています。さらに、遊びで血液型性格判断をしているうちに、性格がその血液型のステレオタイプに近づいてしまうという現実もおこっています。

わたしたちが、「この子はこんな子だ」というマイナスのステレオタイプを持って接すると、その子がその通りに変わってしまう恐れがあるのです。

－ステレオタイプを少なくする－

ステレオタイプは、誰もが少なからずもっています。それを少なくしていくには、自分にもそのような傾向があると自覚することが必要です。

1. 批判的思考をする

「昔から・・・」「みんなが・・・」といって同調していると、いわば思考停止状態になってしまいます。情報として知ったことを自分自身で本当のことなのか考え確かめていくことが大切です。

2. 多様性を認める

自分に様々な面があるように、相手にも様々な面があるものです。一面だけを見て相手を判断するのではなく、いろんな視点から見て考えることが、相手への理解を深めることにつながります。

ります。

「偏見とは、ある集団に所属している人が、単にその集団に所属しているからとか、それゆえにまた、その集団のもっている嫌な性質をもっていると思われるとかいう理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である」(G.W.オルポート「偏見の心理」より)とされています。そして、このような偏見が現代社会における差別を温存している1つの要因だと指摘されているのです。

強められる思い込み

人の記憶はあいまいなため、思い出す際に、自分自身が意味づけした内容に近い形で強調される傾向があります。

例えば、ある子どもに対して「生活態度が良い」というイメージが一旦形成されると、そのイメージに合致する情報のみが印象に残り、良いイメージが一層強調されるようになります。もし、その子どもがイメージと合致しない行動をとったとしても、例外扱いし、イメージの悪化にはつながらないということです。



「しっかりくわえて」 大分市人権フォトコンテストの入選作品

3. 想像力をはたらかせる

「一番伝えたいことは、一番言えないこと」という言葉があります。想像力をはたらかせ「もし自分だったら」と相手の立場になって考えることで、相手への接し方も見えてきます。そして、そのことがより良い人間関係づくりにつながっていくのです。

豊かな心を育てるために

自尊感情を育む

わたしたちは、世界にひとりしかいない自分自身を、かけがえのない存在であると自覚することが大切です。この自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を大切にすることが気持ちを**自尊感情**といいます。

失敗もするけれど、完全ではないけれど、精一杯生きていく自分を受け入れることができたとき、他の人の不完全さや、失敗も受け入れることができます。

そのため、自尊感情はすべての人の人権を尊重する基本となる意識であると言えます。自尊感情は、子どものころから育まれると言われていません。特に、自分の身近な人が自分を認めてくれる、自分の気持ちをわかってくれるという感覚は、自尊感情の基礎となるものです。例えば、幼い子どもがどんなに泣き叫んでも、そのことを丸ごと受け入れる大人の態度、「無条件の受容」が自尊感情を育てていく上では欠かせません。受容されることにより得られる安心感が、その後の自立や成長に向けての重要な土台になっていくからです。



「笑顔」 大分市人権フォトコンテストの入選作品



「ひいばあちゃんとあっぷつぶ」 大分市人権フォトコンテストの入選作品

話を聴くことで…

子どもの話をゆっくりと聴いてあげたい。でも毎日が忙しく、あわただしく時間が過ぎていく中でその難しさも感じて実践できずにいる、これが多くの人の本音かもしれません。

しかし、「聴く」際に最も大切なことは、**心と体を傾けて最後まで聴くこと**だと言われています。話を途中で遮ったり、アドバイスをしたりするのではなくて最後まできちんと聴くことで、子どもの感情を理解することができるからです。そしてそれは、子どもに「自分の存在の肯定」を感じさせ、安心感を与えることにつながっていきます。さらに、安心感は、子どもに「自分は大切にされている」という気持ちを生み、自尊感情を育むと言われています。

「落ち着いて話をしたり、聴いたりする」、「言われなくても進んで勉強する」、「友だちに優しくする」といった姿を大人は望み、つい子どもにそれを求めてしまいがちです。大人のゆっくりと話を最後まで聴く姿が、実はそのような子どもの姿につながっていくということなのです。



Ⅲ 様々な人権問題

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

現在もなお存在する深刻な差別 — 部落差別（同和問題） —

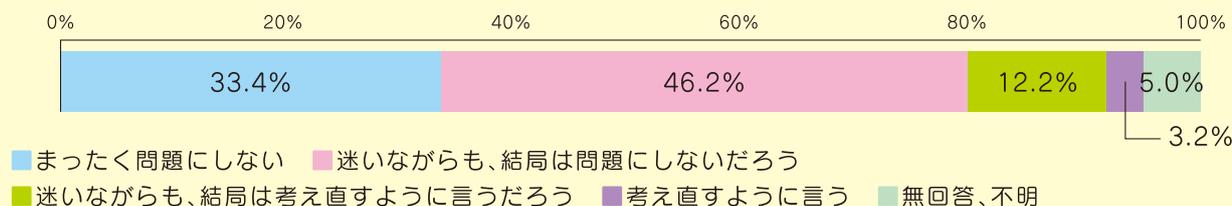
明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、生まれた場所や住んでいる場所などの理由で差別が現在も続いています。これを部落差別（同和問題）といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」
1965(昭和40)年「同和対策審議会答申」から

依然としてある差別

仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者(被差別部落出身者)だとわかった場合

①あなたは、どんな態度を取るとお考えですか



②あなたの親戚は、どんな態度を取るとお考えですか



2020年度(令和2年度)「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、自分の子どもと同和地区出身者(被差別部落出身者)の結婚について、自分がとる態度として「まったく問題にしない」とする人は33.4%にとどまっています。さらに、親戚が「誰もそれを問題にしないだろう」とする人は16.6%にすぎず、部落差別(同和問題)の根深さがうかがえます。

部落差別の現状

結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、被差別部落出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがありました。被差別部落出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、被差別部落出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。被差別部落に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、被差別部落出身であるという理由だけで不採用とする理不尽な差別選考が行われ、若者たちの夢を奪ってしまう事件が起きていました。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正(1976(昭和51)年)により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社をこえる企業が購入していたことが1975(昭和50)年12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には被差別部落の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別図書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で被差別部落出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると考えたことが動機だったようです。企業自体が被差別部落に対する差別体質を持っていたために、採用において被差別部落出身者を排除するのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べることを目的でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑はすべて回収されましたが、身元調査はその後も減ってきたとはいえ、依然として行われています。

～結婚をめぐる～

2008(平成20)年9月、近畿地方のある県で、結婚をめぐる、親族と名乗る人が相手の身元を電話で市役所に問い合わせるという差別事件が発生しました。電話は、地名を告げ「被差別部落かどうか教えてほしい」という一方的なものでした。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えしません」と答えると、「教えてくれないなら、最初からそう言ってくればいいのか」と言って電話は切れました。

情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑そうかんの電子版が見つかったと新聞で報道されました。

全国の被差別部落ひさべつの地名、住所、世帯数などのデータを収めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのことです。

このことは、身元調査しゆんじなどが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。

2016(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」(P8～P10参照)が公布・施行した背景には、こういった現状もあります。

土地差別－被差別部落(同和地区)かどうか－

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、被差別部落を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が被差別部落であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に被差別部落の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、被差別部落を区役所に問い合わせる

戸籍こせきをめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあたって、その物件と被差別部落との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007(平成19)年には、調査会社が、被差別部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

土地差別調査の実態①「調査依頼」

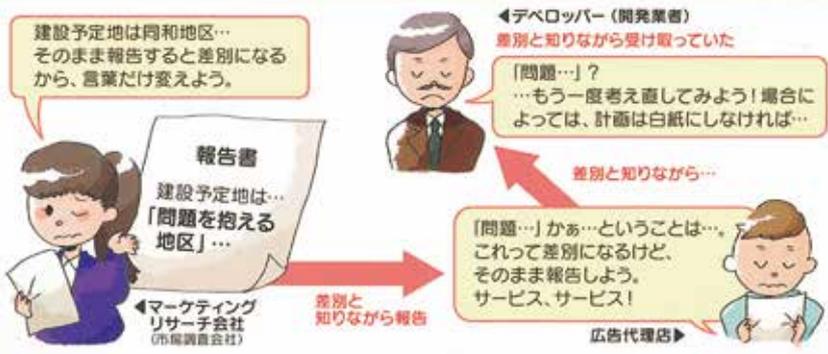


事件の背景には、調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、情報を求める市民の姿も見えてきます。今日もなお人々の中に忌避意識きひが存在しており、被差別部落の土地に対する厳しい差別の現実が残されています。

結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が被差別部落出身者とみなされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいることを忘れてはいけません。はいではないでしょうか。

土地差別調査の実態②「調査報告」



部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法)が公布・施行されました。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

平成二十八年十二月十六日 法律第九号

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2016(平成28)年は「部落差別解消推進法」だけでなく、「障害者差別解消法」(4月1日施行、P22参照)、「ヘイトスピーチ解消法」(6月3日施行、P24参照)といった、差別解消に関する法律が次々と施行されました。差別をなくす取組は着実に広がりを見せています。しかし、これは法律により守らなければならない人がいる、ということの裏返しでもあります。

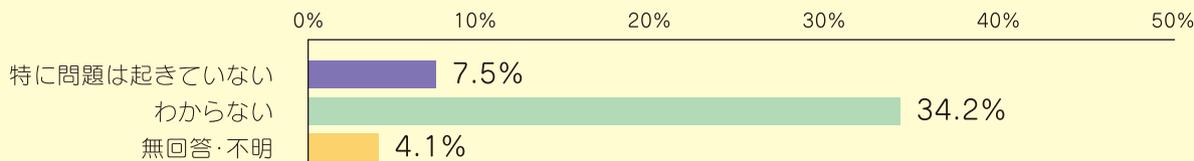
法律や制度を整えていくことは大切です。ただし、それを生かしていくのは他ならぬわたしたち自身の意識です。いわれなき差別に苦しむ人の立場に立ち、「なぜこの法律が必要なのか」「どのような困りがあるのか」を考えることが大切です。

なぜ、部落差別解消推進法ができたのでしょうか？

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条(目的)、第二条(基本理念)で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の2点です。

★現在もなお部落差別が存在する

あなたは、同和問題(部落差別)に関することで、現在、どのような問題が起きていると思いますか



※回答の一部を抜粋 2020年度(令和2年度)「人権に関する市民意識調査」から

部落差別解消推進法(P8参照)には、「現在もなお部落差別が存在する」ことが明記されました。つまり、「部落差別があるかないか」という議論をする必要はなくなりました。2020(令和2)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」においても、「同和問題(部落差別)に関することで、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに、「結婚の際に反対されること」が47.2%で最も多く、次いで「身元調査をされること」が31.1%となっているように、「差別はある」という認識を持っていることがわかります。

一方、上記のように「特に問題は起きていない」「わからない」「無回答・不明」の回答も合わせて45.8%あります。

多くの方が部落差別の存在を認識している中で、部落差別を実感していない人がいるのはなぜなのでしょう？。

「ない」のではなく「見えにくい」

部落差別の存在を誰よりも実感しているのは、被差別部落出身者です。そのように考えると部落差別の存在について、多くの人の共感を得る最も効果的な方法は、「被差別部落出身者が差別の現状を訴える」ことと考えられます。

しかし、「差別にあったことを友だちに相談したいが、自分が被差別部落出身であることをカミングアウトすることにもなるので、できない」、「親を悲しませるから差別にあったことを言えない」、「自分の経験や思いを伝えたら、後々差別的なうわさになり、自分や家族がさらに差別を受けるかもしれない」などの声があります。部落差別の現状を正しく認識してもらいたいという思いと、当事者として訴えることによって受けるかもしれない新たな差別のリスクを天秤にかけた時、多くの当事者はそのリスクの前に立ちすくんでしまうのです。

厳しい部落差別の現状が、当事者が訴えるという行為をねじ伏せるのです。その結果、多くの方が「部落差別を受けたと聞いたことがない」と捉え、そして、「もう部落差別なんて存在しない」と思い込んでいくのです。部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけなのです。

部落差別は過去の問題であるというような考え方は誤りであり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。



★情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

インターネットは、わたしたちの生活を飛躍的に便利にし、欠かせないものとなりました。しかし、インターネットの世界にも部落差別が存在するのが現実なのです。

「全国部落調査」復刻版出版事件

2016(平成28)年、ある出版社が、全国の被差別部落の所在地などを掲載した「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告したり、都道府県別の地名リストをインターネット上に公開したりする差別事件が起こりました。地名リストの削除や出版差し止めなどを求めた訴訟の判決(2021(令和3)年9月27日東京地裁)で、「出身者が差別や誹謗中傷を受ける恐れがある」として、出版社に対して該当部分の削除や出版禁止、損害賠償が命じられました。ただし、全体の差し止めではなく、プライバシー権を侵害するとして、権利侵害を認定された原告が存在する都道府県のみを差し止めの対象とする限定的なもので、「差別されない権利」の侵害については認められませんでした。

しかし、2023(令和5)年6月28日、東京高等裁判所は判決で「人生に与える影響の大きさやネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは差別されない権利の侵害にあたる」と指摘し、書籍やサイト上で地名などの情報を一切公表しないよう命じ、差別されない権利を認めました。

「被差別部落の所在地情報は、ある人が被差別部落出身であるかどうかの判断を導き、部落差別のターゲットを仕立て上げていく差別の道具となる。だからこそ、部落地名総鑑は差別図書として社会的に指弾を受けたのであり、全国部落調査復刻版を出版販売したり、それをネットで垂れ流したりするなどということは、部落差別行為以外の何物でもない」との見解を示している方もおり、今後も裁判の動向を注視していく必要があります。

情報化社会に対する大切な認識

現在、一人1台のタブレット端末が配備され、子どもたちはネット検索等で自分が知りたいことを自ら調べて学びを深める機会が整っています。その中で、子どもが部落差別に関して悪意や偏見に満ちた情報に出会い、「正しい」とうのみにし、差別の加害者になってしまう可能性もあります。まずは、わたしたち大人が差別を見抜き、差別を許さないという確固たる認識を持つことが大切ではないでしょうか。

心豊かな生活につなげるには

情報を受け止める時には、匿名の情報を簡単に信じないこと、発信源を確かめたり、様々な情報から判断したりすることなど、慎重さが求められます。また、情報を発信する時には、常に発信者としての責任が伴うことを意識するなど、情報に向き合う姿勢が大切です。

すべての人の生活を明るく心豊かなものにするためにインターネットとの関わり方を見つめなおし、本当の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められています。



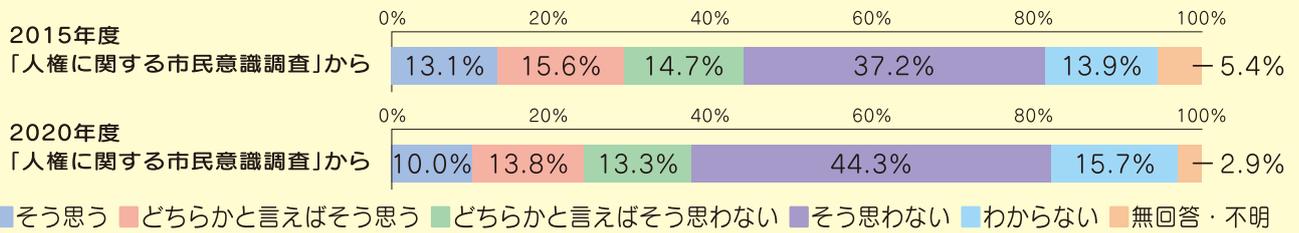
「ボクもゲーム見せて」大分市人権フォトコンテストの入選作品

部落差別(同和問題)を温存・助長する考え

「寝た子を起こすな」論 ～「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」って本当?～

同和問題(部落差別)の解決に向けての次の意見について、あなたの考えに近いのはどれですか

そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく



「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」との考え方について「人権に関する市民意識調査」の2015年度実施と2020年度実施の結果を比較すると、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答は5.7ポイント増え、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答は4.9ポイント減っており、いわゆる「寝た子を起こすな」論を肯定する人の割合は減少しています。

しかしながら、23.8%の人が「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」と今もなお思っているのです。この「寝た子を起こすな」論の根底には、「何も知らない人に教えたら差別が広がる」「もう部落差別はない」という考え方があります。しかし、部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけで、現在もなお存在するのです。(P9参照)

部落差別が存在することを前提に、「寝た子を起こすな」論の誤りについて考えなければなりません。

自分の身に置きかえて想像すると ～差別があるのにそっとしておくということは～

現在も差別があり、苦しんでいる人がいます。そっとしておけばいいという考え方は、その人に対して、「耐えなさい」と我慢を強いることになります。それが、どれほどひどいことかは言うまでもないことです。もし、自分の子どもや孫が、「いじめを受けている」と訴えてきたら、わたしたちはどうするでしょうか。「時間が解決するから、そっとしておけばいい」とは答えないはずですが、もし自分がこのように助けを求められたら、きっと、いじめをなくすために何かしらの行動を起こすはずですが、そっとしてはおけないのです。部落差別についても、同じことです。一分一秒でも早く、部落差別をなくすための行動が必要なのです。

そっとしておいても差別はなくなるしない ～確かな認識が差別を許さない・なくす行動へ～

部落差別の解消を阻んでいる原因のひとつに根強く残る偏見があります。そして、部落差別解消推進法に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」(P10参照)と書かれたように、インターネット上には悪意のある情報が流されている現状があります。今後、その偏見を修正し、悪意のある情報をうのみにしないためには、そっとしておくのではなく、部落差別について「正しく知る」ことが欠かせないのです。子どもが「知る」ための出合いは、家庭や学校が大きく担っていると言えます。その出合いのもと、部落差別を許さない人権意識の確立が図られていくのです。

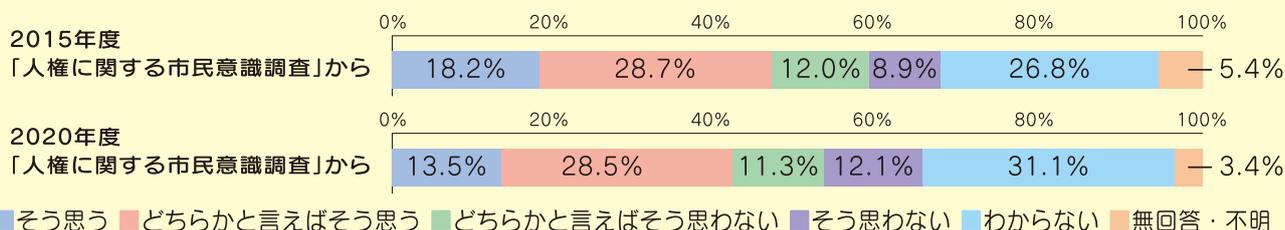
以上のことから考えても「寝た子を起こすな」論は間違っていると言えるのです。

部落差別(同和問題)の解消に向けて

差別をなくすのは誰!?

同和問題(部落差別)の解決に向けての次の意見について、あなたの考えに近いのはどれですか

同和地区(被差別部落)の人がかたまって住まないで、分散して住むようにする



「同和地区(被差別部落)の人がかたまって住まないで、分散して住むようにする」との考え方について「人権に関する市民意識調査」の2015年度実施と2020年度実施の結果を比較すると、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」の回答は2.5ポイント増え、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」の回答は4.9ポイント減っており、全体的には改善の方向と言えます。

しかしながら、42.0%の人が今もなおこの考え方を肯定しています。本来、どこに住んでいても差別されないはずですが、この考え方は、部落差別の存在理由を差別される側に押しつけているのです。また、本人に責任のない「生まれ」を否定し、さらには「自分の故郷を捨てるべき」と押しつけている理不尽さにも気付かなければなりません。この考え方のもとでは、差別された人の声を奪い、その結果差別が見えにくくなり、差別する側の人に注目することを妨げることになってしまいます。

差別は差別する側の問題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、嫌がらせなど、感染者等が責められるという現実を見てきました。このような雰囲気、体調が悪いことを言いづらくし、感染を広げる結果にもなったのではないのでしょうか。感染者等を責めても、根本の解決にはつながらないのです。

部落差別においても、**解消に向けての取組は差別する側の問題であり、わたしたちみんなの課題であり責任である**と言えます。何より「差別する側」にいた場合、差別することにより自分自身や家族をも不幸にしてしまうことがあると考え、差別は自分自身の問題であることは明らかなことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に**気づくこと**(人権感覚)、そして「差別を許さない」という思いを**行動で示していくこと**が大切です。気づくためには、差別の歴史や現状、差別が起こる理由などを**学ぶこと**(知的理解)が必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、意見や気持ちを伝えあえる人間関係をつくっておくことも必要です。

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分事として感じることができます。それを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。

正しく知ることから

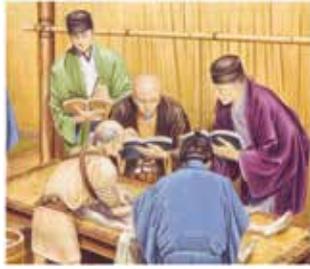
エセ同和行為～同和問題の悪用～

同和問題を口実に、営利行為を行うことを「エセ同和行為」と言います。同和問題に関する図書購入や工事の請負、融資などを強要する事例があります。このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識に乗じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻む以外のなにもありません。こうした「エセ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが大切です。



部落差別の歴史 ～解放へのあゆみ～

部落差別をなくすためには
歴史を知ること大切です。

時代		トピックス	キーワード																				
中世	鎌倉	① 「キヨメ」から「 ^{せんし} 賤視」へ (P.14)	<p>「伝統文化の創造」</p> <p>能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別されていた人々でした。</p> <p>龍安寺 庭園 </p>																				
	室町	② 日本文化の創始者 (P.14)																					
	安土桃山	③ 縛られた身分 (P.15)																					
近世	江戸	④ 差別の強化 (P.15)	<p>「社会や文化の担い手として」</p> <p>～医学の発展を支えた人々～ 小浜藩(福井県)の医者杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。</p> <p> 解剖の様子(想像図)</p>																				
	江戸	⑤ 差別への抵抗 (P.15)																					
近代	明治	⑥ 解放令 (P.16)	<p>「豊かだった被差別部落」</p> <p>江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開発も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていたといえるのです。</p>																				
	大正	⑦ 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 (P.16)																					
現代	昭和	⑧ 戦後の部落解放運動 (P.17)	<p>部落差別(同和問題)を解消するための法律等</p> <table border="1"> <tr><td>1961</td><td>●同和对策審議会設置</td></tr> <tr><td>1965</td><td>●同和对策審議会答申</td></tr> <tr><td>1969</td><td>●同和对策事業特別措置法</td></tr> <tr><td>1982</td><td>●地域改善対策特別措置法</td></tr> <tr><td>1987</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</td></tr> <tr><td>1996</td><td>●人権擁護施策推進法</td></tr> <tr><td>1997</td><td>●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表</td></tr> <tr><td>2000</td><td>●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</td></tr> <tr><td>2002</td><td>●人権教育・啓発に関する基本計画の策定</td></tr> <tr><td>2016</td><td>●部落差別の解消の推進に関する法律</td></tr> </table>	1961	●同和对策審議会設置	1965	●同和对策審議会答申	1969	●同和对策事業特別措置法	1982	●地域改善対策特別措置法	1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	1996	●人権擁護施策推進法	1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表	2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定	2016	●部落差別の解消の推進に関する法律
	1961	●同和对策審議会設置																					
	1965	●同和对策審議会答申																					
	1969	●同和对策事業特別措置法																					
1982	●地域改善対策特別措置法																						
1987	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律																						
1996	●人権擁護施策推進法																						
1997	●地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ●人権教育のための国連10年国内行動計画発表																						
2000	●人権教育及び人権啓発の推進に関する法律																						
2002	●人権教育・啓発に関する基本計画の策定																						
2016	●部落差別の解消の推進に関する法律																						
昭和	⑨ 「同和对策審議会答申」、そして「部落差別解消推進法」へ (P.17)																						
平成																							
令和																							

中世(鎌倉～室町)

①「キヨメ」から「賤視」へ

中世(鎌倉時代～室町時代)になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」(清め)ることが必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわる人々があらわれるようになりました。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいうまでもありません。ところが当時の人々は、「ケガレ」や「キヨメ」に触れる人として賤視しはじめ、差別するようになったのです。学説に若干の違いはありますが、被差別部落の始まりはおよそ

11～12世紀以降、中世といわれています。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによるといわれています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々が移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

② 日本文化の創始者

能楽や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば観阿弥、世阿弥が有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけて活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比喩ものなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人と

して畏怖の念で見られ、将軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要が多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた「かわた」と呼ばれた人々で、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」とは、ある事象に触れたり、関わったりすることによって、災いや不幸がわが身に降りかかってくるのではないかと不安や恐れを感じることです。日本では3世紀前後、邪馬台国のあるころ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、人や特定の動物(牛、馬、羊、犬、豚、鶏)が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接触れたりすると、それが伝染する(927年「延喜式」)と考えられていました。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりすると「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参ったり神事に参加したりすることは慎まなければならないとされました。

根拠を問い、議論することで

今なお、わたしたちはこの「ケガレ」思想をもとにした「女人禁制」をはじめ「清め塩」「六曜」などの慣習や迷信にとらわれることもあります。

博多祇園山笠は、かつては詰め所の入口に「不浄の者立入るべからず」と書かれた立て札が設置されていました。この「不浄の者」は喪中の人と女性のことでした。しかし、不浄つまりケガレの考え方自体が科学的に根拠のないことから、女性差別につながるとして2003(平成15)年にこの立て札は廃止されました。また、「清め塩」についても、「仏教においては、死はケガレではない」との見解から、仏式の葬式においては配付されないと近年多くなっています。

中世(安土桃山)

③ 縛られた身分

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になって「宗門人別改め」が行われるなどさらに強められました。身分は、武士と百姓、町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

このように、差別された人々は、忌み嫌われるような死牛馬の処理や火葬、埋葬、牢番、行刑、警察役などを課せられていたため、差別意識は一層強められました。しかし、差別された人々のこういった役目により、社会の平穏・秩序が守られたことや農業を営みながら暮らしに必要な生活用具を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担っていたことを忘れてはなりません。

また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためのものでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいだき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。

中世からの被差別民は固定された身分制度の中で、被差別部落として把握されることになり、近世には全国に4000~5000地区の被差別部落があったといわれています。

このように、それまで少しずつ形づくられてきた社会構造が身分制度化され、支配に利用されてきたのです。

近世(江戸)

④ 差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと揺らぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起こりました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、生活を切り詰めさせたりしました。さらに幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々はしだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

⑤ 差別への抵抗

圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることがすぐにわかるように水色の襟かけを強制しようとしていました。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領(豊後高田)に逃散し、2ヶ月程で被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。これは風俗差別に抵抗した、日本で最初の闘いです。(浅黄半襟掛け拒否逃散一揆)

また、1856年、岡山藩でも「これまで所持している粗末な木綿の着物ならばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調(購入)してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千人の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。

(渋染一揆)

⑥ 解放令

明治時代になり、新政府は新しい世の中をつくるために様々な布告を出しています。その一つが、1871(明治4)年8月に出された、「えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと」という、いわゆる「解放令」となります。被差別部落の人々は、「解放令」によって平民とされ、法律の上では平等になりましたが、政府は、部落差別をなくすための積極的な施策をとらなかったため、実際には職業、結婚、住む場所などの面で差別は根強く続きました。

1872(明治5)年に新しくつくられた戸籍(壬申戸籍)には、「華族」「士族」「平民」の他に一切の差別的な呼び方などを記入してはならないことという政府の方針が出されましたが、「新平民」などと付記されるようなこともありました。

明治の中頃になると近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになり、資源の乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たなければなりません。こうした状況のもと、職業の面では、被差別部落の人々がこれまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革産業などは、大企業等の進出により奪われ、さらに近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、これまでの生業を奪われました。社会に残った差別意識により社会進出が阻まれたこともあり、被差別部落の人々の生活は一層苦しくなりました。

また、徴兵令や地租改正などの維新政策への反対に加え、被差別民が同一身分になったことへの嫌悪や忌避の感情から、西日本を中心に「解放令反対一揆」が起り、被差別部落は大きな打撃を受けました。大分県下でも「県中四郡一揆」が起きました。

このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

⑦ 「人の世に熟あれ、人間に光あれ」

大正時代になり、人々の「人権」へのめざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求める大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、差別からの解放をめざす運動(部落解放運動)を進めました。

西光万吉や阪本清一郎などの奈良県の被差別部落の青年有志が中心になり、これまでの同情や融和ではなく、自分たちの力で解放を勝ち取ろうとする動きが高まり、1922(大正11)年3月3日、京都で全国水平社が結成され、その創立大会で読み上げられたのが「水平社宣言」です。我が国最初の人権宣言とされ、「人の世に熟あれ、人間に光あれ」と結ぶ水平社宣言は、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。**大分県では、1924(大正13)年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。2024(令和6)年3月30日で、100年を迎えました。**水平社運動は、大人だけでなく子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。

しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強られるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事実上とたえらるという事態になりました。



「水平社宣言」について

⑧ 戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受け継いだ部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951(昭和26)年、京都市保健所の職員が雑誌「オールロマンズ」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件(オールロマンズ事件)が起こり、部落差別と闘う人々と京都市との話し合いが行われました。その中で、側溝や道路などの整備がされていない、水道が引かれていない、長期欠席児童が多いなど、たくさん問題があるという現実がはっきりと見えてきたのです。

この事件を契機に、これらの地域が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々がつながることにより、被差別部落が解放されるという考え方が芽生え、連帯意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961(昭和36)年に、国は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

⑨ 「同和対策審議会答申」、 そして「部落差別解消推進法」へ

その後、1965(昭和40)年に「同和対策審議会答申」が出され、その理念を法律の中で具現化したものが1969(昭和44)年にできた「同和対策事業特別措置法」です。「解放令」が身分制度を廃止するといううたい文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、58年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいま

すが、2020(令和2)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」において、「同和問題(部落差別)に関することで、現在、どのような問題が起きていると思いますか」の問いに47.2%が「結婚の際に反対されること」と回答しています。多くの人々が今もなお差別が存在していると認識しているのです。

2016(平成28)年12月、「部落差別解消推進法」が施行されました(P8参照)。この法律は、なお残る部落差別や情報化の進展に伴い新たな問題が引き起こされていることを踏まえ、わたしたち一人ひとりがその解消に向けて取組を進め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

「同和対策審議会答申」より

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない(第3条)
- 同和対策事業の目標は、対象地域における
 - 生活環境の改善
 - 社会福祉の増進
 - 産業の振興
 - 職業の安定
 - 教育の充実
 - 人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする(第5条)

部落差別をなくす取組の中で

部落差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護ようごに深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

教科書の無償配布

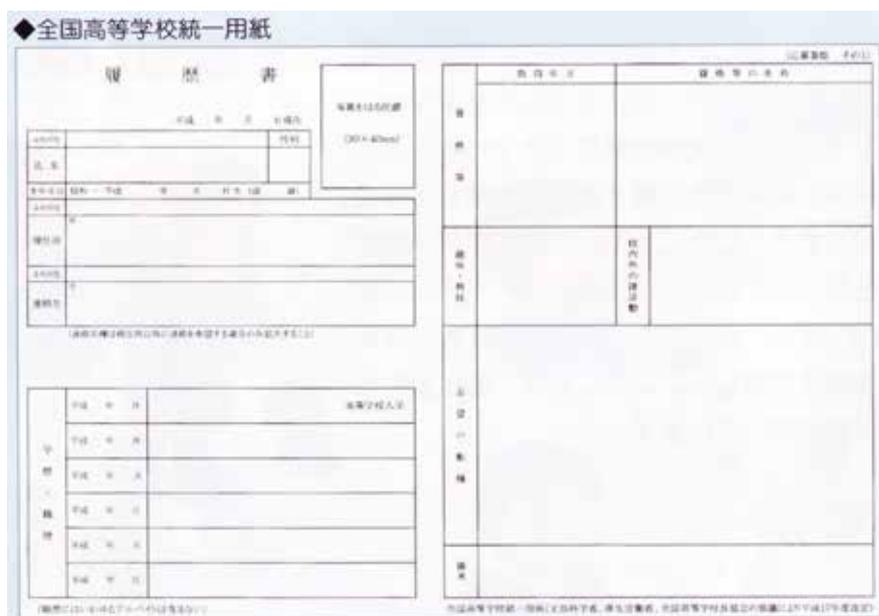
差別により苦しい生活を強いられた被差別部落ひさべつの親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでした。高知県のある地域の親たちの「せめて教科書だけでも無償に」という切なる願いは教科書無償化運動となり、多くの人の共感を呼びました。その結果、1963(昭和38)年に「義務教育諸学校の教科用図書そくの無償措置に関する法律」が成立し、1964(昭和39)年から、順次すべての子どもに教科書が無償配布されることになりました。それが今に至り、国民全体の幸せと結びついているのです。

就職の機会均等

今から40～50年前までは採用時に、「社用紙」といわれる履歴書が使われていました。これには、本人とは直接関係のない、家族の学歴、親の職業、家族の収入や資産といった経済力などを記入させる欄があり、それらを合否の判断材料にしている企業がたくさんありました。その結果、全国各地で就職差別事件が頻発していたため、差別撤廃運動が起こり、1973(昭和48)年に「全国高等学校統一用紙」が初めて制定されました。1996(平成8)年度からは本籍・家族・保護者との続き柄の欄が削除され、2005(平成17)年度からは押印不要、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、同和教育の取組が進められる中で「全国高等学校統一用紙」は、より本人の能力や適性を生かせるものへと変化をしてきました。

しかし、今もなお就職・進学の際の面接試験において世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業等を聞く不適切な質問がされることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれたこともありました。「本人には責任のないことではないか」「本人の努力では変えようのないことではないか」、そういった視点をもつことが求められているのではないのでしょうか。

「全国高等学校統一用紙」は、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取組の一つであり、子どもたちの明るい未来を保障するものです。



◆全国高等学校統一用紙

履歴書		面接官の氏名	
氏名	性別	氏名	氏名
生年月日	学年	職名	職名
出身地	出身校	職名	職名
学歴	学歴	職名	職名
家族	家族	職名	職名
志望動機	志望動機	職名	職名
所属クラブ等	所属クラブ等	職名	職名
校内外の諸活動	校内外の諸活動	職名	職名
備考	備考	職名	職名

戸籍の交付請求の制限

他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していたため、2008(平成20)年に戸籍法が改正されました。この改正により、「誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる」という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合が制限されました。

部落差別をなくすための行動を ～登録型本人通知制度～

住民票の写しや戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用し、2011(平成23)年には、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。2017(平成29)年には大分県内においても、委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得した事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯をまとめた登録もできます。登録できるのは、大分市に住居登録している人、大分市に本籍を有する人となります。

しかし、2020(令和2)年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、本人通知制度を「知らない」が75.1%となっており、多くの人が知らないことが明らかになりました。

多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。**差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。**



本人通知制度については
こちらから。
オンライン申請も可能です

差別を許さない人の存在を示す

2017(平成29)年6月、インターネットの地図検索サイト上で、誰かによって私鉄の駅名が「部落」と書き換えられて表示されていることが分かりました。2016(平成28)年12月16日に「部落差別解消推進法」(P8参照)が施行され、差別解消のための教育や啓発が様々な機会をとらえて行われているにもかかわらず、まさに悪意を持って偏見を拡散しようとする出来事が起こったのです。

しかし、書き込みに気づいた人たちから私鉄の顧客窓口で電話やメールで指摘が次々に寄せられ、即日正しい表示にもどされました。

部落差別を解消するためにわたしたちが何をどうしていくかが、今まさに問われる中、この出来事にある多くの人の行動は、「悪意を持って差別する人を凌駕するくらい、差別を許さない人の存在を示した」のです。

～子どもたちの明るい未来のために～

部落差別は、加害者が十分な学びがない中で、偏った情報に出合ったために差別意識を持ったことが大きな原因の一つとも考えられます。学校教育の中では、子どもの発達段階に応じて、部落差別(同和問題)と正しく出会うことをもとに、社会に根強く残る部落差別を許さない人権意識の確立を図っています。

子どもたちの明るい未来のために、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学校と家庭や地域が連携を深めていくことが大切です。

※大分市の人権・同和教育の取組は、P29～P32をご覧ください

自分らしい人生を送るために - 女性の人権問題 -

法律や条例も変化を...

1999(平成11)年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。大分市においても、2006(平成18)年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に、男女がともに参画し責任を担っていく社会づくりが進められています。

2001(平成13)年には配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が施行されました。

また、2017(平成29)年1月には「男女雇用機会均等法」、2021(令和3)年6月には「育児・介護休業法」が改正され、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策に加え、2022(令和4)年4月からは段階的に育児休業の分割取得や産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設、個別周知・意向確認など、事業主には男女とも仕事と育児を両立できるような雇用環境の整備等の措置を講じることが義務付けられています。

性別で役割分担？

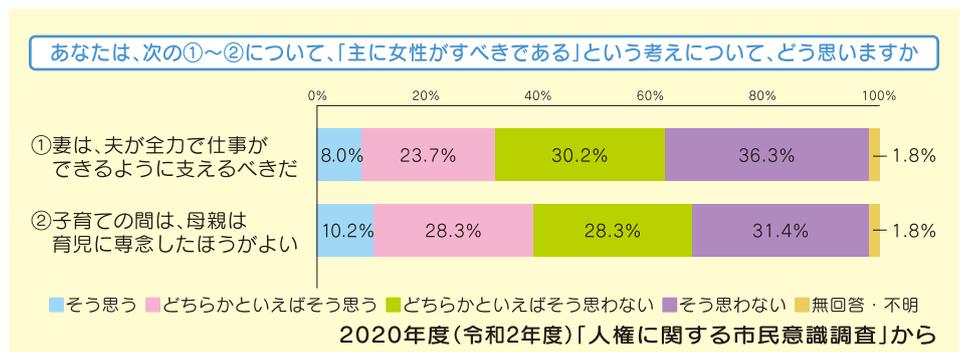
これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担が、女性の社会進出を難しくしていました。

「人権に関する市民意識調査」の結果から、31.7%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ」と

思っており、38.5%の人が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」と思っていることが分かります。最近では、企業等で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男性は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。このような社会では、結婚や子育てにおける個人の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」をもつことも難しくなっていきます。

そこで今、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間ももてる、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現が求められています。

わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしい人生を送ることができるような社会の実現に向けて行動することが大切ではないでしょうか。



選択的夫婦別姓制度とは？

民法では、結婚の際、男性又は女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないが、その際、男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的多数です。しかし、改姓による職業・日常生活上の様々な不公平・差別感に基づく問題が指摘され、夫婦が望む場合には、結婚後もそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。法務省は、国民各層の意見や、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進める事としています。

一人ひとりを大切に – 子どもの人権問題 –

こども基本法

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化していることに伴い、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもを取り巻く環境も厳しさを増しています。

そこで、2023(令和5)年4月1日「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトに掲げ、子どもの最善の利益を第一とした政策を進めていく「こども家庭庁」の発足に合わせ、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」ことを目的とした「こども基本法」が施行されました。

子どもの人権問題の解決には、**子どもが権利の主体として尊重され、自分自身に誇りを持てること**が必要です。そのためには、すべての子どもが個人として尊重され、差別的取扱いを受けないよう、子ども一人一人の基本的な人権を保障する取組を社会全体で進めていくことが大切です。

いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。2022(令和4)年度に文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめ認知件数は前年度より10.8%増加し、全国で60万件を超えています。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人の個性をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は誰でも個性があり、人それぞれで同じ人はいません。したがって、攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許

されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

虐待とは？

虐待の種類

- **身体的虐待**
殴る、ける、つねる、戸外に放置するなど
- **ネグレクト**
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えないなど
- **性的虐待**
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せるなど
- **心理的虐待**
ふるまいや言葉による虐待など

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

「虐待かも…」と思ったら

子どもたちや保護者のSOSの声をいちはやくキャッチするために、**189**(いちはやく)番へ電話をし、相談することができます(通話料無料)。近くの児童相談所へつながります。

児童福祉法第25条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。



check

知っていますか？ ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話・介護・感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをヤングケアラーといいます。厚生労働省と文部科学省が2020(令和2)年12月に初めて実態調査を行いました。その結果、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人でした。世話にかけている時間は、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生は3.8時間でした。1日に7時間以上を世話に費やしている生徒が、1割を超えていたということもわかりました。

その人らしさを認め合う – 障がい者の人権問題 –

わたしには大好きなおじさんがいます。子どもの頃からキャッチボールをしたり、遊園地に出かけたり、たくさん遊んでくれました。でも、そのおじさんは、今では一緒に遊ぶことができません。交通事故により、右半身にマヒが残りました。今でもおじさんのところへ行き、いろいろな話をし、時には背中を拭いたりします。おじさんは、「ごめんな」とわたしによく言います。おじさんができないことをしているだけなのに…、そう思います。昔、おじいちゃんが寝たきりになった時、おじいちゃんができないことをお父さんとお母さんがしていました。おじいちゃんも「ごめんな」と言っていました。「人は誰でも誰かの力を借りて助けられて生きているのよ。決して自分だけの力で今があるのではないのよ」お母さんがわたしにしてくれた話が忘れられません。わたしが子どもの頃、たくさんのことを周りの人がしてくれたおかげで今のわたしがあるのだと思います。世の中にはいろいろな人がいます。「何かお困りですか」そんな声かけがあちこちで聞かれるような、そんな社会になるといいなあと思います。

捉え方を変えることで…

社会には多様な人々がいるにもかかわらず、学校や職場、公共の施設などは多数のニーズを優先しています。そうした社会のあり方こそが障がい者に不利を強いているのではないのでしょうか。

「障がい者が困難に直面するのは、社会が障がい(障壁)をつくっている」と考え、それを取り除くのは社会の責務であると捉えることにより、「障がいがあるから不便(差別される)」のではなく、「障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想を転換してみることが大切です。

心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

最近では公共の建物にエレベーターが設置されたり、歩道には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む要因はひとことと比べるとずいぶん減ってきています。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦が起きています。わたしたちの心の「バリアフリー」をめざしませんか。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

当初、「合理的配慮の提供」については、公的機関は義務、事業者は努力義務とされていましたが、2024(令和6)年4月1日に施行された改正法では、事業者も義務化され、**不当な差別的取扱いの禁止**とともに**合理的配慮の提供**が社会全体に求められています。

〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店には入れない。

参考：障害者差別解消法リーフレット(内閣府)

〈合理的配慮の具体例〉

- 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- 障がいのある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

生き生きと活動できる社会に – 高齢者の人権問題 –

高齢者をめぐる問題

わが国においては、少子高齢化が急激に進み、その進展の速度に比べて、国民の意識や社会のシステムの対応が遅れていると指摘されています。このような中、高齢者に対する精神的・身体的虐待や社会参加の困難性も問題となっています。高齢者というひとくくりにするのではなく、その人自身を見つめることが求められています。

自分の問題として

以前の日本の社会においては、「隠居」という言葉があるように、歳をとり仕事などをやめたあとは、世の中のことには関わらずのんびりと静かに暮ら

すという考え方が多くありました。このような考え方は、高齢者に対して見下すような意識を生み、疎外へとつながっていく恐れがあります。

核家族化が進み、地域の人間関係の希薄化が問題となっている現在社会においては、高齢者のすぐれた経験を生かした地域づくりが求められています。

高齢者の人権を確立するためには、人を年齢で決めつけるのではなく、すべての人が社会を構成する一員として、生き生きと活動できるような社会づくりが必要とされているのです。わたしたちは、誰もが歳をとり、高齢者となります。高齢者の問題は、わたしたち自身の問題でもあるのです。

隔離から共生へ – HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題 –

HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

しかしながら、HIV感染症やエイズについては、自分とは関係のない一部の人の病気であるという意識が根強く残っており、感染者に対する偏見・差別につながる状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、わが国では、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。また、隔離政策が終了した後も、入所者の多くは、長期間にわたる隔離によって、家族や親族などとの関係を絶たれています。さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり問題となっています。

2019(令和元)年11月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、ハンセン病患者であった者等及びその家族に対して名誉回復措置を講じるとともに、「**偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組む**」ことが示されました。

過去の反省を今に生かす

わたしたちの身のまわりには、様々な感染症があります。そして、HIV感染者やハンセン病回復者等を差別や偏見で苦しめてきた歴史があります。この過去の反省を生かし、あらゆる感染症において、わたしたちは感染者だけでなく、医療従事者及びその家族等に差別や偏見、嫌がらせなどで苦しい思いをさせないようにしなければなりません。

不確かな情報やフェイクニュースがあふれている現在、情報を見極める力が求められています。誰もが不安な思いでいる時こそ、まずは立ち止まって冷静に「これは本当なのだろうか?」と問い直すことが大切です。そうすることが、差別をなくす行動へとつながっていくのではないのでしょうか。

文化や習慣の違いを越えて – 外国人の人権問題 –

お互いを認め合うことから

文化や習慣の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場で入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域に馴染めないなどの問題も起こっています。

文化や習慣に違いがあるのは当然のことです。大分市においては、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントがたくさん開催されています。このようなイベントをきっかけにして、日本の文化を紹介するとともに、外国の文化や習慣に触れ、お互いに理解していくことが、共に生きる社会へとつながっていきます。

ヘイトスピーチのない社会の実現のために

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような人種差別的なヘイトスピーチ（憎悪表現）が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ぬ」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣行動は、周囲や関係者に不安感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～2010年に京都市の学校周辺で行われ

たヘイトスピーチについては、「日本も批准している『人種差別撤廃条約』で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014（平成26）年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてです。

また、2014（平成26）年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016（平成28）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。

大分市においては、目立った街宣活動などは見られませんでした。2018（平成30）年12月、大分市に住む人が川崎市に住む在日コリアンの中学生に対してのインターネット上におけるヘイトスピーチにより侮辱罪で起訴され、処罰・過料命令を受けるといったことがありました。

一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心して暮らせる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。

情報に振り回されないために – インターネットによる人権問題 –

インターネット上では、趣味や属性が近い人たちが集まりやすくなります。

〇〇が大好きな人がいます。身近で、この趣味に賛同してくれる人がいなくても、インターネットで検索すれば世界中の〇〇好きと簡単に会えることができます。

これはインターネットの良さですが、こういった集まりでは、自分と同じような意見の人々だけでの会話が繰り返されていくため、その意見が「正しい」と思い込んでしまったり、異なる意見を受け入れなくなったりして、考え方や価値観が偏ってしまうことがあります。これを「エコーチェンバー現象」と言います。

この現象の中では、フェイクニュース（悪意を持って、読んだ人たちをあおるために作られた情報）だったり論理的に考えておかしいことだったりしても、「正しい」と思い込み、自分たちの意見を理解しようとしないうちや社会への反発心を溜め、集まりが熱を帯び、攻撃的になっていく場合があります。

また、デマや差別、あるいは攻撃的な言動に同調して、自分の不安や不満を解消しようとすることがあり、事実確認をせずにあいまいな情報を拡散させてしまう恐れがあります。不安が蔓延する社会では、誤情報がきっかけで誰かを傷つけることになるのです。

自分でも気づかぬうちに差別の加害者や被害者になる可能性があることを知るとともに、インターネットと適切な距離を保つことも大切になってきます。

性の多様性を考える – 性的少数者の人権問題 –

性のありようについて社会的には少数派となる人たちのことを「性的少数者」といいます。性的少数者の総称の一つとして「^{エル}L^{ジー}^{ビー}G^{ティー}B^{ティー}」があります。それらは、一般的に次のことをさしています。

L: 女性の同性愛者(レズビアン) B: 両性愛者(バイセクシャル)
G: 男性の同性愛者(ゲイ) T: こころの性とからだの性の不一致(トランスジェンダー)

性的少数者の人権を保障するために個別の支援は当然必要です。しかし、刷り込まれた偏見や決めつけのために当事者が好奇の目で見られたり、からかわれたりすることから、周囲に打ち明けられない現実もあります。

「LGBT」から「^{ソジエ}SOGIE」という考え方へ

「^{ソジ}SOGI」とは、Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認)の頭文字を取った総称です。2006(平成18)年以降、国際連合の諸機関で広く用いられている概念です。2016(平成28)年に文部科学省が出した文書の中でもこの表現について記されています。現在は、Gender Expression(性表現)を加え、「SOGIE」という総称が広がってきています。

性的指向とは … 「好きになる性」と呼ばれることもある。人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。
性自認とは … 「こころの性」と呼ばれることもある。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。
性表現とは … 「見た目性の性」と呼ばれることもある。服装などの身に付けているものや仕草、言葉づかいなどを示す概念。

「SOGIE」は、好きになる性(性的指向)やこころの性(性自認)、性表現という誰にでもある構成要素に着目することで、自分には関係のない話ではなく、誰もが当事者(自分自身の問題)と捉えやすくなり、性の多様性を認め合うことにおいて重要な概念と言えます。

2023(令和5年)6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。

Aさん、Bさんどちらの言葉かけを選びますか？

女性の恋人は「^{かれし}彼氏」、男性の恋人は「^{かのじょ}彼女」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。恋愛対象は異性だけとは限りません。Bさんのような声かけを考えることから、多様性を認め合うことは始まるのではないのでしょうか。



おおいたパートナーシップ宣誓制度

2023(令和5)年9月1日、誰もが暮らしやすい地域社会につなげるため「おおいたパートナーシップ宣誓制度」が導入されました。一方又は双方が性的マイノリティのお二人が、お互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、大分市が宣誓の事実を認めるとともに受領証等を交付する制度です。法的拘束力はありませんが、宣誓することにより、一部の行政サービスが利用可能になります。



「貧困の連鎖」を断ち切る – 子どもの貧困の問題 –

近年、子どもの貧困については、日本における重要な課題であるとされています。厚生労働省が実施した2022(令和4)年の調査結果では、8人に1人が、そしてひとり親世帯の約半数が貧困という結果でした。貧困は経済的困難から衣食住が不十分となるだけではありません。親の子どもに接する時間の減少をもたらし、子どもの自己肯定感の低下や孤立感、不安感の深まりを生むと言われています。さらに、このことが学力の低下、不安定な就職につながり、結果的に低所得に陥るといって「貧困の連鎖」を引き起こすとも指摘されています。

そこで国は、2014(平成26)年に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を、2019(令和元)年に改正し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施し、現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざして、必要な環境整備と教育の機会均等を図る貧困対策を推進しています。

わたしたちのすぐ隣に貧困の現実があります。子どもは親を選ぶことができません。親の貧困が子どもの将来の貧困につながるのであれば大きな問題です。「責任は親にある」との声を聞くことができますが、その親自身も貧困を受け継いでいる可能性があるのです。様々な社会的要因があることを踏まえ、貧困を当事者だけの責任とするのではなく、一人ひとりの問題として考え行動していくことが、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されない」社会の実現に欠かせないのです。



大分市には就学援助制度、奨学金制度があります。



会いたい!ただ一つのねがい – 拉致問題 –

拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991(平成3)年以来、北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮は、頑なに否定し続けていましたが、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。そして、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010(平成22)年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

拉致問題の解決に向けて

国際連合においては、毎年我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。さらに、2006(平成18)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。また、拉致問題についての認識を深めるため、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、自分や自分の家族だったら…。わたしたちには、被害者や被害者の家族の立場に立って、考え行動することが求められているのではないのでしょうか。

戦争は最大の人権侵害 – 戦争と人権 –

日本は、第二次世界大戦(太平洋戦争)において、広島・長崎への原爆投下、沖縄への上陸攻撃など、数多くの犠牲者を出し、ようやく終戦を迎えました。悲惨な経験を糧に「二度と過ちは犯さない」という信念のもと、戦後79年「戦争」のない社会を創りあげてきました。しかし、世界を見てみると、民族や宗教間での対立や偏見・差別が存在し、そのことが新たな紛争を引き起こしているという現状があります。

2022(令和4)年の2月にロシアがウクライナに侵攻して2年が過ぎました。さらには、イスラエルとハマスの紛争もはじまるなど、世界各地で争いが続く不安定な現状があります。最大の被害者は、そこで暮らす住民であり、自由に生きる権利や好きなところに住み続ける権利、さらには、尊い命もまでもが奪われています。

戦争は「最大の人権侵害」です。



今、わたしたちにできること – 災害と人権 –

2024(令和6)年1月1日、最大震度7を観測した「能登半島地震」が発生しました。災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場を奪い、また情報不足やデマによる人権侵害が生じるなど、被災地は大きな被害を受けます。

それにもかかわらず、わたしたちの記憶は時間とともに薄れ、どこか他人事になっていく傾向があります。だからこそ、わたしたちは被災地の「先が見えない過酷な生活の実態」や「声にならない現場の悲痛」等を被災地の声として知っていくこと、知ろうとしていくことを忘れてはなりません。

避難所では・・・

- お母さんが、赤ちゃんの夜泣きがうるさくて眠れないと他の人に怒鳴られた。
- 耳の聞こえない人が、ご飯の知らせを含めて情報が伝わらないので困っている。
- 生理用品や女性用下着が物資で入ってきたが、男性だけが物資担当になっていて、もらいに行きづらい。また、体力のある人が先に物資をたくさん持って行ってしまい高齢者など体が不自由な人がもらい損ねている。

あるテレビ番組から・・・

- 先日、被災直後から避難所にいる障がいのある人たちの状況について報道がされていました。自閉症の息子と避難している母親が「もう、いっぱいいっぱいです。どうしていいかわからない。皆ともういられない。迷惑をかけてしまうし、理解もしてもらえないし、どこかに行けと言われても行くところもない・・・」と涙ながらに語っていました。

ニュースや新聞等の報道では、このような困りや辛さだけでなく、被災者同士が共に支え合いながら避難生活を送っている様子や多くのボランティアによって被災者支援が行われている様子も報道されています。

わたしたちは、このような事実を知り、「日常生活」が当たり前ではないことを振り返るとともに、被災地に思いをよせ「自分に何ができるのか」を考え続けていくことが大切です。

Ⅳ 人権が守られる社会へ

世界の動き

エスディーズ ス

「SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」とは？

2015(平成27)年の国連総会で採択された国際目標で、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざし、17の目標(ゴール)と169の取組目標(ターゲット)で構成されています。



(国際連合広報センターHPより)

SDGs と人権との関係

「人権」という言葉は、169のターゲットの中に1か所しか出てきません。なぜ「人権」という言葉が出てこないのでしょうか？人権はSDGsの全体を支える重要な考え方であり、17の目標のすべての基礎をなすからです。世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」との人権の理念が根底にあるのです。

「世界人権宣言」1948年12月10日採択(要約版)

- | | | |
|--|---|---------------------------------------|
| 第1条 平等の権利 | 第13条 住む場所を自由に選べる権利 | 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利 |
| 第2条 差別されない権利 | 第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利 | 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しむ権利 |
| 第3条 自由に安心して生きる権利 | 第15条 ひとつの国の国民となる権利 | 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利 |
| 第4条 奴隷にされない権利 | 第16条 結婚して家庭を持つ権利 | 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利 |
| 第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利 | 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利 | 第27条 社会の文化的生活に参加する権利 |
| 第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利 | 第18条 自由に考えたり、信じた宗教を自由に選べる権利 | 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利 |
| 第7条 法律で平等に扱われる権利 | 第19条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利 | 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務 |
| 第8条 裁判で守られる権利 | 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利 | 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利 |
| 第9条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利 | 第21条 政治や選挙に参加する権利 | |
| 第10条 公正な裁判を受ける権利 | 第22条 人間らしく生きることができるよう保障を受ける権利 | |
| 第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利 | | |
| 第12条 私生活の自由が守られる権利 | | |

わたしたち一人ひとりの小さな一歩が大切になります。その行動が地球を救うことに、そして、SDGsの根底にある人権が大切にされることにつながるのです。



国連人権理事会からの勧告

2023(令和5)年1月31日、国連人権理事会の作業部会において、115か国が日本に対して延べ300件の勧告を行いました。死刑制度の廃止、包括的差別禁止法の制定、ジェンダー平等、障がい者・性的少数者・少数民族などマイノリティの権利の擁護などでした。これらは多くの国が実施済みなのに日本が実施できていないものであり、世界の人権水準に照らして遅れを指摘されていることを意味しています。

大分市の人権・同和教育の取組①

—差別のない明るい大分市をめざして—

- 1993(平成5)年6月の定例会市議会で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。
- 1996(平成8)年3月の定例会市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。
- 2004(平成16)年12月に「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、2017(平成29)年3月に同計画を改定しました。
- 2018(平成30)年4月に大分市は「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を、大分市教育委員会は「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を策定しました。
- 2020(令和2)年3月の定例会市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が一部改正されました。

「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」とは・・・

- 1 学校教育において
 - (3) 部落差別の解消に関する認識の深化
 - ② 子どもが部落差別に対する思考力、判断力を身に付けるとともに、差別を温存・助長する考えや意識に気付くことができる教育を推進
- 2 社会教育において
 - (2) 部落差別の解消に向けた学びの充実
 - ① 部落差別についての認識を深めるための学びの場の拡充

※一部抜粋

①学校教育の取組

教育は、人間が人間を大切に作る営みでなければなりません。すなわち、社会の中に根強く残っている部落差別をはじめあらゆる差別の解消を図るためには、教育が大きな役割を持っています。学校教育では、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を持った子どもの育成を目標の一つとしています。

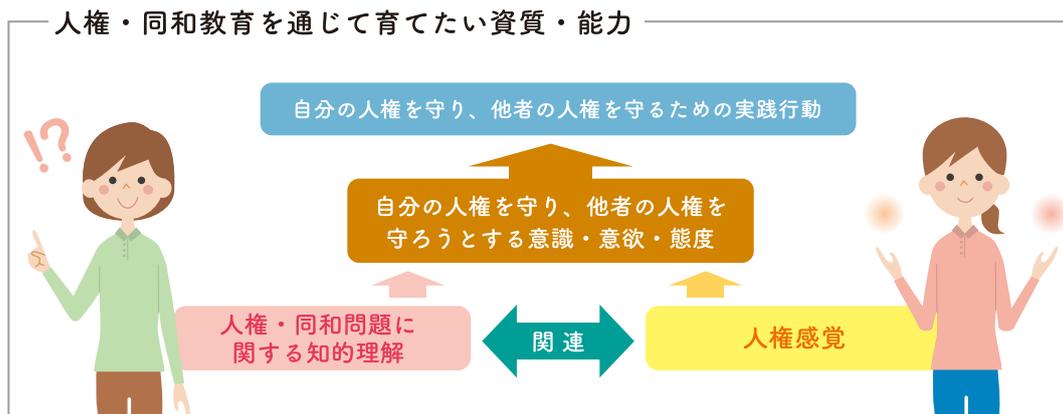
このような学校における人権・同和教育は、昭和50年代に始まりました。1965(昭和40)年に出された同和对策審議会答申で、教育の重要性が指摘され、同和教育推進教員が配置されたのが我が国における人権・同和教育の始まりです。

大分市の人権・同和教育は、同和教育推進教員が中心となり、言われなき差別に苦しむ子どもたちの問題を解決しようとした同和教育が礎と

なり、現在に至っているのです。

今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原理とし、人権に関する知的理解を図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるような子どもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、保護者のみなさんと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気付き、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。



②社会教育の取組

思いやりとやさしさのある地域社会の実現をめざし、「おおいた人権フェスティバル」を開催しています。年間を通じ、「差別をなくす市民啓発講演会」「お楽しみ映画上映会」「商業施設での啓発活動」など子どもから高齢者まで多くの市民が参加できるような内容で実施しています。

また、大分市内にある13の地区公民館と36の校区公民館、576の自治公民館が中心となり、暮らしの中の人権講座、映画・ビデオ上映会、パネル展示、人権・同和問題専門講座、人権標語など地域の実情に応じて、人権・同和教育の推進が図られています。（※公民館数2024(令和6)年2月現在）



おおいた人権フェスティバル



差別をなくす人権標語・ポスター展



人権講演会

③各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組

2010(平成22)年度をもって、市内全域に13の地区人権教育(尊重)推進協議会が設立しました。この協議会は、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するために、人権尊重の精神を暮らしの中に生かしていく行動力を身につけた地域住民の育成に努め、明るく住みよい地域づくりを目的として設立したものです。

それぞれの地域において、実情に応じて、講演会や、自治会をはじめとする団体ごとに少人数による地区懇談会などを実施したり、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んだりしています。



〔各人権協エリア概略図〕

各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組が大分市広報番組「いいやん！大分」で紹介されました。



地区懇談会



夏祭りでの啓発活動



人権啓発パレード

④大分市人権・同和教育推進連絡協議会の取組

大分市人権・同和教育推進連絡協議会は、「部落差別をなくし、憲法に定められた基本的人権を確立し、人権・同和教育を積極的に推進すること」を目的として、1978(昭和53)年1月「大分市同和教育推進連絡協議会」として、「社会教育部会」と「学校教育部会」の2部会でスタートしました。

その後「行政部会」を設置し3部会となり2001(平成13)年度に「企業部会」を設置し4部会となりました。2002(平成14)年5月に「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」に改称、同年「地域部会」を設置し5部会となりましたが、2007(平成19)年度に「行政部会」を「社会教育部会」に包含し、現在の4部会となりました。

大分市の人権・同和教育の取組②

人権啓発センター「ヒューレおおいた」

2013(平成25)年7月、ホルトホール大分(現在のJ:COMホルトホール大分)内に、人権啓発センター(愛称:ヒューレおおいた)がオープンしました。この人権啓発センターは同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進し、また人権に関する市民の交流を図るための施設です。

※愛称「ヒューレおおいた」…人権啓発の英語表記「human rights enlightenment(ヒューマンライツ エンライトメント)」の頭文字「hu」「r」「e」をとって「ヒューレおおいた」としています。

施設について 人権・同和問題に関する相談や学習のための設備があります

【展示コーナー】

大分市の人権に関する取組や基本計画に掲げる重要課題の現状、課題等を紹介する「常設展示コーナー」や、様々な人権問題について学習する「特別展示コーナー」を設置しています。



【図書・DVD等閲覧・視聴・情報検索コーナー】

人権に関する図書やDVDなどを閲覧・視聴できます。また貸出しも行います。一度の貸出しは、図書は3冊、DVDが2枚まで。貸出期間は、15日以内です。

※貸出券の登録申請が必要です。



【福祉総合ミーティングルーム】

人権・同和問題の学習や研修ができます。



【啓発モニター】

65インチのモニターで人権啓発DVDなどを上映しています。



事業について

人権啓発、教育に関する様々な事業を行っています

【講座・講演会】

地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした「にんげんセミナー」、中学生・高校生を対象とした「にんげん劇」(演劇等)を開催しています。



にんげんセミナー



にんげん劇

【人権相談(相談室)】

人権に関する総合的な相談窓口として、面談等による人権相談に応じています。

※毎月第1水曜日(午前10時～正午、午後1時～午後3時)は
人権擁護委員による相談も実施しています。



【学校・団体の受け入れ】

各種団体、学校等の人権・同和教育を支援するため、DVD等を活用した研修や小中学校児童・生徒対象の体験活動、人権講話を行っています。



妊婦擬似体験



高齢者擬似体験



人権パネル学習

人権体験学習

- 本当にだれもが幸せに生きるためには一人一人が気づき、想像し、行動しながら助け合うことが大切だということを学びました。自分もまずは日頃から周りをよく見て、困っている人がいたらすぐに気づき、自分にできることがないかを考え行動できる人になりたいです。(小学生)
- 妊婦さんの擬似体験をしてみて、座ったり靴をはいたりするような自分が当たり前に行っていることが妊婦さんにとっては大変なことだと実感しました。自分の当たり前は他の人の当たり前ではないこともあるので、相手の立場に立って考えることが大切なんだと思いました。(小学生)
- 自分の中にも「思い込み」があることに気づけました。そして、その「思い込み」が無意識に周りの誰かを傷つけていたのではないかと怖くなりました。今後は差別のものさしを意識しながら自分自身の言動に責任がもてるようにしていきたいです。(中学生)
- 視点を変えると違う見方や感じ方ができることが分かりました。今いる自分の友だちも視点を変えて接することでまた新たな一面を発見することができ、お互いをより深く理解することにつながるのではないかと思いました。これからも友だちの素晴らしい面を多く見つけていきたいです。(中学生)



バリアフリー施設見学

人権啓発センター「ヒューレおおいた」

〒870-0839 大分市金池南一丁目5番1号「J:COM ホルトホール大分」1階
TEL 097-576-7593 FAX 097-544-5708

○ 開館時間 午前9時～午後6時
○ 休館日 毎月第2・第4月曜日
(ただし、その日が祝日の場合は翌日以降の平日)
年末年始(12月28日～1月3日)

「名のり」の意味は？

福岡県人権研究所 副理事長 園田 久子

大学にきて、10代の終わり近くに部落問題に出会った。ある「むら」(被差別部落)の「解放子ども会」の中学生に英語と数学を教えるアルバイトだった。

小中高と、一度も部落問題を「教育」によって学んだことのないまま、大学生になり、その時の私は、無知そのものの状態だった。そのアルバイトは、大学、大学院、その後の、いくつかの講師時代をつうじて、10年間続けた。その間、無知というのは、ゼロではなくマイナスであることに気づかされる日々だった。その意味は、自分の言動で相手が傷ついていても、無知は「ごめんなさい」を云う力もないからである。そういう無知に気づくことは人としてとても大切なことである。

もう、10年位講師をしているある市民講座のでできごと。自分が「むら」の出身であることを「名のり」人がいるのは何故なのだろうと問いかけた。「名のり」はさまざま、部落解放運動をすることも書籍など書いて出身を明らかにすることも名のりである。受講生に自由に意見を出していただいた。「差別を無くしたいから」、「自分自身に誇りがあるから」、「人々に気づいてほしいから」・・・学びの場は自由だから、「自分の言葉でいうことが一番大切」と私は多様な意見をうながした。だが、時間をかけてもそういうパターン以外の答えは、なかなか出てこなかった。

命や人権に関わる答えは、数学のように「一つ」ではないが、私が抜きがたく考えていた「答え」はく「名のり」があるのは「差別があるから」、もっと正確に言えば、「差別する人がいるから」>だった。一番シンプルな欠かせない答え。差別される側の人ではなく、こちら側、差別する側の人の問題なのである。もともと、生れた時から穢れた人間など金輪際いないから。同じ人としてどこも変わらない。

私たちのこういう答え・考え方・発想には何が欠けているのだろうか。自分のこと、自分の立ち位置、差別する側から「名のり」の意味を考えるとという視点が欠けているのだ。私たちは往々にしてこういう考え方・発想で部落問題の学び・研修を重ねてきたのではないだろうか。人権侵害、差別の問題の学びには「先生」(私も)というような中間の立ち位置など存在しない。

<相手の立場に立つ>というのは大切である。それは、最も人間らしい行為である。人間だけがそうできる唯一の生きものであるから。相手の立場から自分を照らす、相手の立場から見た自分の立ち位置を見つめ、そこからの「答え」を探すということである。

おおいた市人権イメージキャラクター キズナーズ



キッピー

ズータン

ナビー

部落差別をはじめあらゆる差別の解消には、「差別を許さない」と行動できる人の存在が重要です。わたしたち一人ひとりが、「偏見や差別は許さない」という姿勢を子どもたちに示せるよう、確かな認識につながる学びを積み重ねることが必要なのです。ぜひこの資料を活用してください。



check

もっと
学ぼう！



人権・同和教育シリーズ
(市報掲載)



みんなのねがい
(10・2月全戸配布)

大分市教育委員会 教育部 人権・同和教育課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 (097)537-5651

発行：大分市教育委員会 発行年月日：2024(令和6)年3月31日